函館圏都市計画地区計画の変更 (原案) (函館市決定)

都市計画西桔梗南地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名	称	西桔梗南地区地区計画
位	置	函館市西桔梗町および昭和町の各一部
区	域	計画図表示のとおり
面	積	約53.1~クタール
地区計画の目標		当地区は、JR線函館駅の北側約5キロメートルに位置し、北側を都市計画道路「外環状線」に、南西側および南東側をそれぞれ都市計画河川「常盤川」および「石川」に囲まれた平坦地である。 当地区の北側には南北海道の流通拠点である特別業務地区(通称「流通センター」)が、また、南側には都市計画下水道処理施設「函館湾浄化センター」があり、さらに北東側の隣接地には運輸施設の集積地である通称「トラック団地」を有している。これらの好条件を生かし、主として地場工業施設を対象に、利便性の高い、安価な工業地を提供することを目的として、組合施行の土地区画整理事業による工業団地の造成が行われた。そこで、本計画では、当該事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在などによる生産環境の悪化を未然に防止することにより、工業業務の近代化を促進し、将来的発展を見据え、活力のある工業団地の形成を図ることを目的とする。
区域の整備・開発および保全に関する方針土方	世利用の 針	当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、種々の工業その他関連業務の特性に応じて、当地区を次の6地区に細区分し、業務を円滑に遂行できるようそれぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。 1 工業業務A地区 周囲に対する環境の悪化を誘発するおそれのある重工業的な工業施設を集約し、これらの工業の利便の増進を図る地区とする。 2 工業策務B地区 環境の悪化をもたらすおそれは少ないが、周辺居住者等に対する影響が懸念される中小地場工業施設等を集約し、これらの工業の利便を図る地区とする。 3 工業業務C地区 当該地区内に現に存在する業務施設等の生産環境等を維持するとともに、これら既存施設の業務と環境の悪化をもたらすおそれの少ない工業の利便を図る地区とする。 4 工業業務D地区 職住一体となった家内工業的な軽工業施設と、当該西桔梗南地区内の事業所の従業員住宅および同地区内に現に居住する者のための住宅等との調和が図られる地区とする。 5 沿道サービス業務地区 都市計画道路「あけぼの通」に面する地区であり、沿道サービス関連施設とともに当該西桔梗南地区の利便性の向上に資する施設の立地が図られる地区とする。 6 沿道業務地区 都市計画道路「外環状線」に面する地区であり、幹線道路沿道にふさわしい商業、工業業務施設等を適正に誘導する地区とする。

2 地区整備計画

地	区の名称	西桔梗南地区							
地定	区整備計画を める区域	計画図表示のとおり							
地区	区整備計画の域の面積	約53.1~クタール							
建築物等	地区の細区分(計画図表示のとおり)	工業業務A地区	工業業務B地区	工業業務С地区	工業業務D地区	沿道サービス業務地区	沿 道 業 務 地 区		
	面積	約21.5ヘクタール	約9.8ヘクタール	約12.9ヘクタール	約3.0ヘクタール	約3.9~クタール	約2.0ヘクタール		
の制限に関する事項	建築物の用途の制限	ない。 (1) を登り上のです。 を建ら 管当その方を 舎 む事のに製。てたした。 にし、 事の附す計下 宅 売飲員事の業場から。 にし、 業も属るがの , 業食の業おをに工目供 にし、 変がし、 (1) 住宿販は業該も工工は売場 にし、 で、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	なのでるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	集な 理該もに従の確そ除 ま地業も 店業ものですと所のを物い。 (1) 人事の財神事の産きも ,西さの 業食の別支な 住宿建業く販は大のですとが、 (2) たぼ 医所のを物まのです。 (3) 舗所のでのを またが、 (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	(1) 大事を を は のでる 宿 館る教す	次の 特に (1) と (2) と (3) 他 (4) のの (4) のの (5) と (6) 別に (7) (8) と (8) (7) (8) と (8) (7) (8) と (8) (7) (8) と (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
		たは当該工場に隣接して建築するの分の方が50平方の 用途に供すすが50平方を 面積の合計が50平方と 一トル以下のものを く。) (4) 図書館、博物館その 他これらに類する会そ の他これらに類すると のの (6) 老人ホーム、保育	面積の合計が50平方メートル以下のものを く。) (4) 図書館,博物館その他これらに類するもの(5)神社,寺院,教るその他これらに類するものの(6) 老人ホーム,保育所,れらに類するもの、(事業所の従業員のた	面積の合計が50平方メートル以下のものを く。) (4) 図書館,博物館その他これらに類するもの(5)神社,寺院,教るその他これらに類するものの(6) 老人ホーム,保育所,れらに類するもの、(事業所の従業員のた	設するものでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(8) の (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17	300平方メートル以下の一下ルル以下のものを下すく。)のものを映画観覧は、はまたののののでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいは、はいい		

- (7) 老人福祉センター, 児童厚生施設その他こ れらに類するもの
- (8) 公衆浴場
- (9) 自動車教習所
- (II) ボーリング場,スケート場,水泳場または ート場,水泳場また昭 建築基準法施行令(昭 和25年政令第338号。 以下「令」という。) 第130条の6の2に掲 げる運動施設
- (III) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射り場, 勝馬 ルこ屋, 射り場, 勝馬 投票券発売所, 場外車 券売場その他これらに 類するもの
- (12) カラオケボックスその他これに類するもの
- 13) 畜舎
- (A) 建築基準法(昭和25 年法律第201号。以下 「法」という。)別表 第2(る)項第2号に 掲げるもの
- (15) 次に掲げる事業を営む工場
 - デー火薬類取締法(昭 和25年法律第149 号)第2条に規定する火薬類の製造
 - イ 消防法(昭和23年 法律第186号)第2 条第7項に規定する 危険物の製造
 - ウマッチの製造
 - エ 可燃性ガスの製造 (令第130条の9の 8に掲げるものを除 く。)
 - オ 圧縮ガスまたは液

- めの保育所その他これ に類するもので当該事 業所に併設し,または 当該事業所に隣接して 建 するものを除
- (7) 老人福祉センター,児童厚生施設その他これらに類するもの
- 公衆浴場
- (9) 自動車教習所
- (II) ボーリング場,スケート場,水泳場または 令第130条の6の2に 掲げる運動施設
- (II) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬 投票券発売所, 場外車 券売場その他これらに 類するもの
- (12) カラオケボックスその他これに類するもの
- (は) 畜舎 (社) 玩具煙火の製造業を 営む工場
- (15) 法別表第2(る)項 第1号および第2号に 掲げるもの

- めの保育所その他これ に類するもので当該事 業所に併設し, または 当該事業所に隣接して せ、 なり、 を除
- (7) 老人福祉センター, 児童厚生施設その他こ れらに類するもの
- (8) 公衆浴場
- (9) ボーリング場,スケート場,水泳場または 令第130条の6の2に 掲げる運動施設
- (II) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬 と悪券発売所, 場外車 券売場その他これらに 類するもの
- (II) カラオケボックスそ の他これに類するもの (I2) 畜舎
- 間 玩具煙火の製造業を 営む工場
- (b) 法別表第2(を)項 第2号から第6号まで に掲げるもの

- (4) 図書館, 博物館その 他これらに類するもの (5) 神社 志院 教会を
- (5) 神社, 寺院, 教会そ の他これらに類するも
- (7) 老人福祉センター, 児童厚生施設その他こ れらに類するもの
- (8) 公衆浴場
- (9) 自動車教習所
- (II) ボーリング場,スケート場,水泳場または 令第130条の6の2に 掲げる運動施設
- (II) マージャン屋, ぱち マージャ的場, 勝馬 ルこ屋, 射的場, 勝馬 投票券発売所, 場外車 券売場その他これらに 類するもの
- (II) カラオケボックスそ の他これに類するもの (I3) 畜舎
- (ii) 玩具煙火の製造業を 営む工場
- (b) 法別表第2(を)項 第2号から第6号まで に掲げるもの

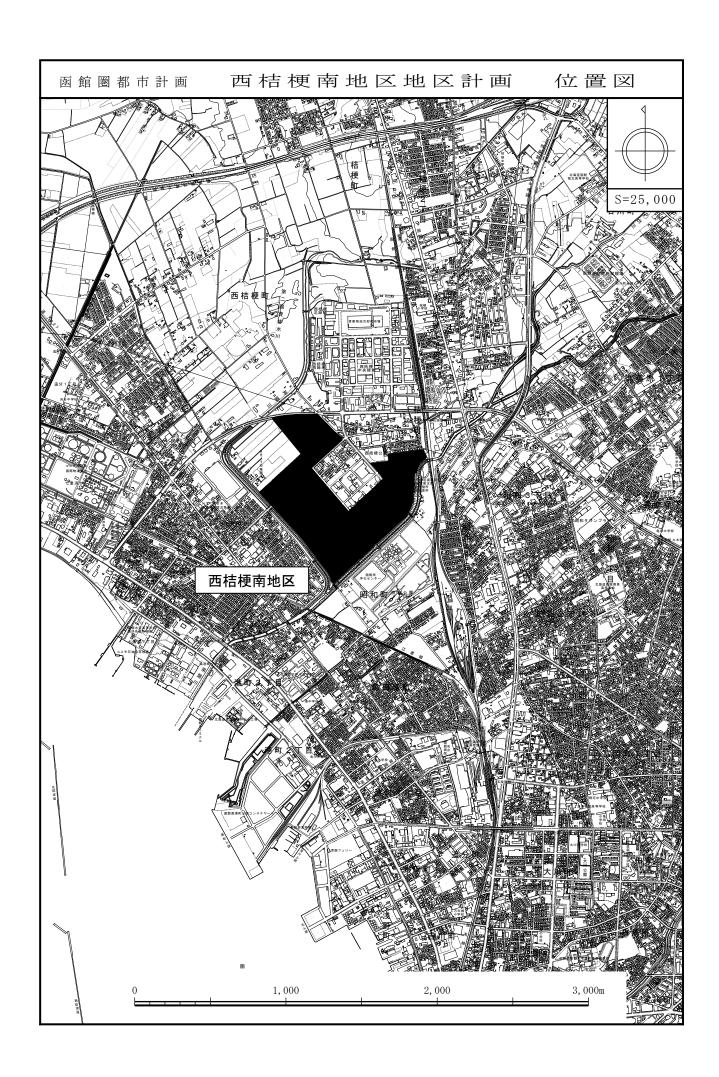
- で作業場の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。)
- (B) 法別表第2(と)項 第4号および(を)項 第2号から第6号まで に掲げるもの

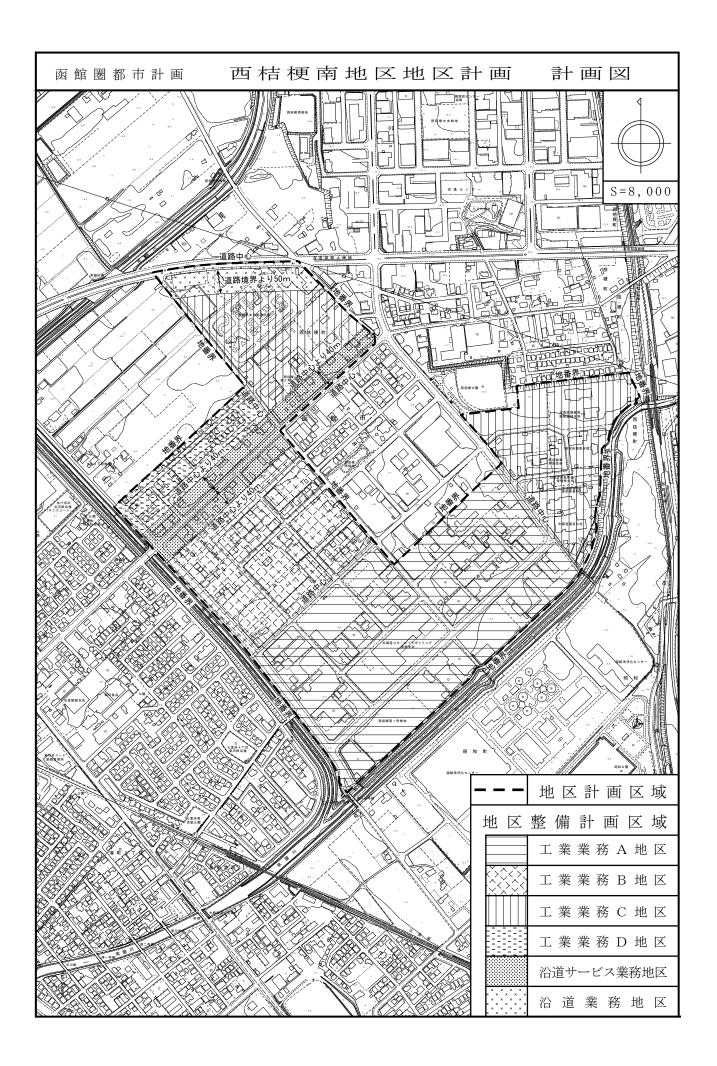
- 用途に供する部分(劇場,映画館,演芸場または観覧場の用途に供する部分にあっては,客席の部分にある。)の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
- (M) 法別表第2(ぬ)項 第4号に掲げるものな らびに同表(を)項第 3号および第5号に掲 げるもの(同号に掲げるものにあっても 修学校および各種学校 を除く。)

	化ガスの製造(製氷 または冷凍を目的と するものを除く。)			
垣 ま た はさ の 制 限	トルを超える部分を有するものについては、当			
備考	用語の定義および算定方法については、特記し	しているものを除き,法および令の例	による。	

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定整理を行うため地区整備計画の建築物の用途の制限を変更する。





変更説明書 (新旧対照表)

地区整備計画

	-	+		T否			計	画	内	容		
	-	事		項		新						旧
建			区の約回図表示の	田区分のとおり	工業	業務A地区					工業業	養 務A
築物		(111)	面	積	約21.5~クタ	リー ル			約21	. 5	ヘクタ	ール
物等の帯限に関する事項	等) 則 艮 二 関 「 .) 耳		築	物制 制 制	R	ず、所ので子を従こ業告的当そ十、物のでで子を従こ業告的当そ十、物のに床の宿営業付をまと該のが)館、教、保類の当所の名類で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	の,合余よまめも)工該隣供メーこ(他)福のそ斤し(一童)(一ト令」なたそ計く下たののをさ工接す)(れ)こ(祉(のこて)(厚)(場)と運りのか)宿にも未営れ場しる)(ら)が「オーオ事他併発)(生)(『明い動	のは、、飲のよむたにて部ルーに、ら、一業こと築・・施・・水和う施の用60 飲のよむたにて部ルーに、ら、一業こと築・・施・・水和う。設も途平・・食でび工物併建分以、類、に、ム所れりす・・設・・泳5)と	て(1) (2)(3) (4) (5) (6) (7) (8)(9)(1) (7) (8)(9)(1) (8) (9)(1) (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (9)(10) (2) (3) (3) (4) (6) (7) (8) (9)(10) (7) (8)(9)(10) (8) (9)(10) (9) (10) (10	つらまでは、ち勿(亥昔こう)」トトン図ら申しどうさ頁とう。 とうら目だち女 3 各ら宅当す一同品事事業お販,る面も書も社る人他業すはの。人他衆動一た令 0 号な(該るト住販業業(い売まも積の館の,もホこ員る当を「福之浴車リは第条)	にい事事部ル宅売所所加てをたののを,「寺の一れのも該涂」祉れ「掲。業業分以,業の内工製目はで合除博「院」ムらたの事く」セら「け」所所の下寄を従に業造的当そ計く物「,」,にめで業)」ンに	「「「「「「」」」」」」」「「「」」」」「「」」」」「「」」」「「」」」「
					場, 勝馬投票 場その他これら (12) カラオケボ するもの	券発売所, っに類するも	場外車	重券売	場, 場で (12) する	勝馬 かんしゅう かっしょう かっしょう かっしょう かっしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょ かんしょく かんしゃ はんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ か	・ 投票券 これぶっ ケボッ	発売 に類
					(ii) 畜舎 (iii) 建築基準法 号。以下「法」と 項第2号に掲げる事 で 火薬類取約	いう。) 別ま げるもの 『業を営む』	表第 2 <u></u> L場	(る)_	(14) 奏 号。 項第 (15) 必	以下「 第2号は なに掲げ	準法」と 法 と ば る 類 類 類	いう。 る 業を

次の各号に掲げる建築物は、建築し てはならない。

工業業務A地区

- (1) 住宅(事業所の管理人のためのも ので当該事業所に附属し, その用途 に供する部分の床面積の合計が60平 方メートル以下のものを除く。)
- (2) 共同住宅,寄宿舎または下宿
- (3) 物品販売業を営む店舗または飲食 店(事業所の従業員のためのもので 当該事業所内に付設するものおよび 製造業(加工業を含む。)を営む工 場において製造または加工された物 品の販売を目的とし, 当該工場に併 設し,または当該工場に隣接して建 築するものでその用途に供する部分 の床面積の合計が50平方メートル以 下のものを除く。)
- (4) 図書館,博物館その他これらに類 するもの
- (5) 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの
- (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの(事業所 の従業員のための保育所その他これ に類するもので当該事業所に併設し, または当該事業所に隣接して建築す るものを除く。)
- (7) 老人福祉センター,児童厚生施設 その他これらに類するもの
- (8) 公衆浴場
- (9) 自動車教習所
- (10) ボーリング場,スケート場,水泳 場または建築基準法施行令(昭和25 年政令第338号。以下「令」という。) 第130条の6の2に掲げる運動施設
- (11) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的 場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売 場その他これらに類するもの
- (12) カラオケボックスその他これに類 するもの
- (13) 畜舎
- (14) 建築基準法(昭和25年法律第201 号。以下「法」という。) 別表第2 (ぬ) 項第2号に掲げるもの
- (15) 次に掲げる事業を営む工場 火薬類取締法(昭和25年法律第

地区の細区分	149号)第2条に規定する火薬類の製造 イ 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物の製造ウマッチの製造エ 可燃性ガスの製造(今第130条の9の8に掲げるものを除く。) エ業業務B地区	149号)第2条に規定する火薬類の製造 イ 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物の製造ウマッチの製造エ 可燃性ガスの製造(今第130条の9の6に掲げるものを除く。) エ業業務B地区
(計画図表示のとおり) 面 積	約9.8ヘクタール	約9.8ヘクタール
重集の開発を変われている。	利 と	利 (1) 場別 (1) は別 (1) は
	(li) 法別表第2 <u>(る)</u> 項第1号および 第2号に掲げるもの	(15) 法別表第2 <u>(ぬ)</u> 項第1号および 第2号に掲げるもの
地区の細区分(計画図表示のとおり)	工業業務C地区	工業業務C地区
	約12.9ヘクタール	約12.9ヘクタール

建築物の用途の制限

次の各号に掲げる建築物は,建築してはならない。

- (1) 住宅(事業所の管理人のためのもので当該事業所に附属するものを除く。)
- (2) 共同住宅,寄宿舎または下宿
- (3) 物品販売業を営む店舗または飲食店(事業所の従業員のためもものももので、当該事業所内に付設するものおよび製造業(加工業を含む。)を営む工場において製造または加工された物品の販売を目的とし、当該工場に併設し、または当該工場に隣接して建の下面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)
- (4) 図書館,博物館その他これらに類するもの
- (5) 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの
- (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの(事業所 の従業員のための保育所その他これ に類するもので当該事業所に併設し、 または当該事業所に隣接して建築す るものを除く。)
- (7) 老人福祉センター,児童厚生施設その他これらに類するもの
- (8) 公衆浴場
- (9) ボーリング場,スケート場,水泳場または令第130条の6の2に掲げる運動施設
- (III) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの
- (11) カラオケボックスその他これに類するもの
- (12) 畜舎
- (13) 玩具煙火の製造業を営む工場
- (14) 店舗(物品販売業を営む店舗を除く。),展示場,遊技場(マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,カラオケボックスその他これらに類するものを除く。)その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
- (15) 法別表第 2 (を) 項第 2 号から第 6 号までに掲げるもの

次の各号に掲げる建築物は,建築してはならない。

- (1) 住宅(事業所の管理人のためのもので当該事業所に附属するものを除く。)
- (2) 共同住宅、寄宿舎または下宿
- (3) 物品販売業を営む店舗または飲食店(事業所の従業員のためのもので当該事業所内に付設するものおよび製造業(加工業を含む。)を営む工場において製造または加工された物品の販売を目的とし、当該工場に併設し、または当該工場に隣接して建築するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)
- (4) 図書館,博物館その他これらに類するもの
- (5) 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの
- (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの(事業所 の従業員のための保育所その他これ に類するもので当該事業所に併設し、 または当該事業所に隣接して建築す るものを除く。)
- (7) 老人福祉センター,児童厚生施設その他これらに類するもの
- (8) 公衆浴場
- (9) ボーリング場,スケート場,水泳場または令第130条の6の2に掲げる運動施設
- (III) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの
- (ii) カラオケボックスその他これに類 するもの
- (12) 畜舎
- (13) 玩具煙火の製造業を営む工場
- (4) 店舗(物品販売業を営む店舗を除く。),展示場,遊技場(マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,カラオケボックスその他これらに類するものを除く。)その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
- (15) 法別表第 2 (る) 項第 2 号から第 6 号までに掲げるもの

工業業務D地区

地区の細区分(計画図表示のとおり)

積

面

工業業務D地区

約3.0ヘクタール

約3.0~クタール

建築物の用途の制限

次の各号に掲げる建築物は,建築してはならない。

(1) 住宅(事業所の管理人のためのもので当該事業所に附属するもの、西桔梗南地区内に建築される事業所の従業員のためのものその他周辺の生産環境の確保に支障をきたすおそ

次の各号に掲げる建築物は,建築してはならない。

(1) 住宅(事業所の管理人のためのもので当該事業所に附属するもの,西村便南地区内に建築される事業所の従業員のためのものその他周辺の生産環境の確保に支障をきたすおそれのない

れのないものを除く。)

- (2) 共同住宅,寄宿舎または下宿(西桔梗南地区内に建築される事業所の従業員のためのものを除く。)
- (3) 物品販売業を営む店舗または飲食店(事業所の従業員のためのもおよび、当該事業所内に付設するものおおむ、製造業(加工業を含む。)を営むて製造業(加工業を含む。)を営むて製造または加工された物品の販売を目的とし、当該工場に併設し、または当該工場に隣接して建築するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)
- (4) 図書館,博物館その他これらに類するもの
- (5) 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの
- (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの(事業所 の従業員のための保育所その他これ に類するもので当該事業所に併設し、 または当該事業所に隣接して建築す るものを除く。)
- (7) 老人福祉センター,児童厚生施設その他これらに類するもの
- (8) 公衆浴場
- (9) 自動車教習所
- (III) ボーリング場,スケート場,水泳場または令第130条の6の2に掲げる運動施設
- (III) マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場その他これらに類するもの
- (12) カラオケボックスその他これに類するもの
- (13) 畜舎
- (14) 玩具煙火の製造業を営む工場
- (15) 店舗(物品販売業を営む店舗を除く。),展示場,遊技場(マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,カラオケボックスその他これらに類するものを除く。)その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
- (16) 法別表第 2 (を) 項第 2 号から第 6 号までに掲げるもの

ものを除く。)

- (2) 共同住宅,寄宿舎または下宿(西桔梗南地区内に建築される事業所の従業員のためのものを除く。)
- (3) 物品販売業を営む店舗または飲食店(事業所の従業員のためのもよび製造業(加工業を含む。)を営む工場に対して製造または加工された物品の販売を目的とし、当該工場に併設し、または当該工場に隣接して建築するものおりである。)(4) 図書館、博物館その他これらに類
- (4) 図書館,博物館その他これらに類するもの
- (5) 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの
- (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム その他これらに類するもの(事業所の 従業員のための保育所その他これに類 するもので当該事業所に併設し、また は当該事業所に隣接して建築するもの を除く。)
- (7) 老人福祉センター,児童厚生施設その他これらに類するもの
- (8) 公衆浴場
- (9) 自動車教習所
- (10) ボーリング場,スケート場,水泳場または令第130条の6の2に掲げる運動施設
- (ii) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場 その他これらに類するもの
- (12) カラオケボックスその他これに類するもの
- (13) 畜舎
- (注) 玩具煙火の製造業を営む工場
- (15) 店舗(物品販売業を営む店舗を除く。),展示場,遊技場(マージャン屋,ぱちんこ屋,射的場,カラオケボックスその他これらに類するものを除く。)その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
- (lb) 法別表第 2 (る) 項第 2 号から第 6 号までに掲げるもの

地区の細区分(計画図表示のとおり)

沿道サービス業務地区

約3.9ヘクタール

面積

約3. 9ヘクタール

建築物の用途の制限

次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 住宅(事業所の管理人のためのもので当該事業所に附属するものを除く)
- (2) 共同住宅, 寄宿舎または下宿
- (3) 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

沿道サービス業務地区

- (1) 住宅(事業所の管理人のためのもので当該事業所に附属するものを除く。)
- (2) 共同住宅, 寄宿舎または下宿
- (3) 図書館,博物館その他これらに類するもの

- (4) 神社, 寺院, 教会その他これらに | (4) 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの
- (5) 自動車教習所
- (6) ボーリング場,スケート場,水泳 場または令第130条の6の2に掲げ る運動施設
- (7) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的 場,勝馬投票券発売所,場外車券売 場その他これらに類するもの
- (8) カラオケボックスその他これに類 するもの
- (9) 畜舎
- (10) 倉庫業を営む倉庫
- (11) 工場(令第130条の6に掲げるも のおよび自動車に直接燃料を供給す るための施設の用に供する建築物内 に付設する自動車修理工場で作業場 の床面積の合計が150平方メートル以 下のものを除く。)
- (12) 店舗,飲食店,展示場,遊技場(マ -ジャン屋,ぱちんこ屋,射的場, カラオケボックスその他これらに類 するものを除く。) その他これらに 類する用途に供する建築物でその用 途に供する部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの
- (13) 法別表第2(と)項第4号および (を) 項第2号から第6号までに掲 げるもの

- 類するもの
- (5) 自動車教習所
- (6) ボーリング場,スケート場,水泳 場または令第130条の6の2に掲げ る運動施設
- (7) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的 場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売 場その他これらに類するもの
- (8) カラオケボックスその他これに類 するもの
- (9) 畜舎
- (10) 倉庫業を営む倉庫
- 工場(令第130条の6に掲げるも のおよび自動車に直接燃料を供給す るための施設の用に供する建築物内 に付設する自動車修理工場で作業場 の床面積の合計が150平方メートル以 下のものを除く。)
- (12) 店舗,飲食店,展示場,遊技場(マ ージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, カラオケボックスその他これらに類 するものを除く。) その他これらに 類する用途に供する建築物でその用 途に供する部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超えるもの
- (13) 法別表第2(と)項第4号および (る) 項第2号から第6号までに掲 げるもの

地区の細区分 (計画図表示のとおり)

沿道業務地区

沿道業務地区

積 面

約2.0~クタール

建築物の 用途の制限

次の各号に掲げる建築物は, 建築し てはならない。

- (1) 住宅
- (2) 共同住宅,寄宿舎または下宿
- 図書館、博物館その他これらに類 するもの
- (4) 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの
- 老人ホーム、福祉ホームその他こ れらに類するもの
- (6) 老人福祉センター,児童厚生施設 その他これらに類するもの
- (8) 工場(令第130条の6に掲げるも のおよび自動車修理工場で作業場の 床面積の合計が300平方メートル以 下のものを除く。)
- (9) 劇場,映画館,演芸場もしくは観 覧場、ナイトクラブもしくは令第130 条の9の2に規定する用途または店舗、 飲食店,展示場,遊技場,勝馬投票 券発売所,場外車券売場その他これ らに類する用途に供する建築物でそ の用途に供する部分(劇場,映画館, 演芸場または観覧場の用途に供する 部分にあっては,客席の部分に限る。) の床面積の合計が10,000平方メート

次の各号に掲げる建築物は, 建築し てはならない。

(1) 住宅

約2.0~クタール

- (2) 共同住宅,寄宿舎または下宿
- (3) 図書館,博物館その他これらに類 するもの
- (4) 神社, 寺院, 教会その他これらに 類するもの
- (5) 老人ホーム, 福祉ホームその他こ れらに類するもの
- (6) 老人福祉センター,児童厚生施設 その他これらに類するもの
- (7) 畜舎
- (8) 工場(令第130条の6に掲げるも のおよび自動車修理工場で作業場の 床面積の合計が300平方メートル以 下のものを除く。)
- (9) 劇場,映画館,演芸場もしくは観 覧場,ナイトクラブもしくは令第130 条の9の2に規定する用途または店舗, 飲食店,展示場,遊技場,勝馬投票 券発売所,場外車券売場その他これ らに類する用途に供する建築物でそ の用途に供する部分(劇場,映画館, 演芸場または観覧場の用途に供する 部分にあっては,客席の部分に限る。) の床面積の合計が10,000平方メート

ルを超えるもの

(II) 法別表第2 (ぬ) 項第4号に掲げる ものならびに同表 (を) 項第3号および第5号に掲げるもの(同号に掲 げるものにあっては、専修学校および各種学校を除く。) ルを超えるもの

(II) 法別表第 2 (り) 項第4号に掲げる ものならびに同表 (る) 項第 3 号お よび第 5 号に掲げるもの(同号に掲 げるものにあっては, 専修学校およ び各種学校を除く。)